



平成23年3月7日

武藤久資様

大阪高等裁判所事務局総務課長 山田 誠

苦情の申出に係る司法行政文書不開示通知書

2月3日付け（2月4日受付）で苦情の申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 一部について開示しないこととした司法行政文書の名称

裁判員経験者の記者会見に関する実施状況調査票

2 開示しないこととした理由

1の文書で開示しないこととした部分は、次のとおり、不開示とすべきものと認められるので、大阪地方裁判所が一部を開示しないこととした判断は相当である。

- (1) 事件番号、判決宣告終了時刻、開催日時及び立ち会い者が指摘した事項等の一部（記者の質問内容の一部等）は、裁判所名が開示されていることから、当該部分を開示すれば、開示された情報と合わせることによって、事件記録の閲覧等を通して被告人の個人情報が明らかとなることから、被告人の個人を識別することができる情報に該当するため、不開示とすべきものと認められる（情報公開法第5条第1号本文前段相当）。
- (2) 被告事件名、審理日数、判決主文（求刑）及び立ち会い者が指摘した事項等の一部（判決主文（求刑）の内容に係る情報となる記者の質問内容）は、特定の個人を識別することはできないものの、当該部分を開示すれば、なお被告人の個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、不開示とすべきものと認められる（同号本文後段相当）。
- (3) 裁判員等経験者の守秘義務違反のおそれのある発言部分は、開示すると率直

な意見の交換が不当に損なわれるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため、不開示とすべきものと認められる（同条第5号及び第6号相当）。

(担当) 総務課 電話06(6363)2120 (ダイヤルイン)